

競争参加資格停止業者一覧

2025/7/22更新

※文部科学省による競争参加資格停止措置の最新データについては、  
『文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 契約情報室ホームページ』で確認のこと  
※今回更新分を赤字で表す

| NO.      | 業者名              | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 停止期間                       |    | 対象業務 | 対象区域            | 契約事務実施要領<br>の模範規程                   | 備考 |
|----------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|------|-----------------|-------------------------------------|----|
|          |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 日にち                        | 月数 |      |                 |                                     |    |
| 2025-001 | ユニティ株式会社         | ユニティ株式会社は、航空自衛隊第2航空団が発注した「空調機の設置」において、内容が管工事の種類に該当する建設工事であるにもかかわらず、管工事業の許可を有しないユニティ株式会社が契約金額6,666,000円で令和6年12月19日に契約締結した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当するものとして、令和7年3月8日、北海道知事より監督処分を受けた。                                                                                                                                                                                                                              | 2025年4月9日<br>～2025年6月8日    | 2  | 工事   | 北海道地区           | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-002 | 日新興業株式会社         | 日新興業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けた。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 2025年5月19日<br>～2025年7月18日  | 2  | 工事   | 近畿地区<br>東海・北陸地区 | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-003 | 関西塗研工業株式会社       | 関西塗研工業株式会社は建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より、監督処分(10日間の営業停止処分)を受けた。                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年5月19日<br>～2025年7月18日  | 2  | 工事   | 近畿地区<br>東海・北陸地区 | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-004 | 株式会社佐電工          | 佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕された。また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 2025年5月19日<br>～2025年7月18日  | 2  | 工事   | 九州・沖縄地区         | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-005 | 株式会社久保建設         | (株)久保建設の代表取締役は、愛媛県が発注した急傾斜地崩壊対策工事の一般競争入札に関し、公契約関係競売等妨害の疑いで、令和7年2月12日愛媛県警に逮捕された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 2025年5月28日<br>～2025年9月27日  | 4  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-006 | 株式会社堀内組          | 本件は、株式会社堀内組の当時社員が、長崎県佐々町が発注した複数の公共工事をめぐり、令和7年3月8日及び3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日及び4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 2025年6月23日<br>～2025年9月22日  | 3  | 工事   | 九州・沖縄地区         | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-007 | 株式会社山龍           | 本件は、株式会社山龍の当代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年7月に発注した町営団地の給水管改修工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月8日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年3月28日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 2025年6月23日<br>～2025年9月22日  | 3  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-008 | 株式会社春本工業         | 本件は、株式会社春本工業の当代表取締役及び他社1名が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたものである。                                                                                                                                                                                                                                                                   | 2025年6月23日<br>～2025年9月22日  | 3  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-009 | フジバスク株式会社        | フジバスク(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 2025年7月9日<br>～2025年11月8日   | 4  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-010 | IHI運搬機械株式会社      | IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。また、同社は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。なお、同社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。                                                                                                       | 2025年7月9日<br>～2025年10月8日   | 3  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-011 | 新明和工業株式会社        | 新明和工業(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。なお、同社については、課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。                                                                                                                                                                                                                                    | 2025年7月9日<br>～2025年10月8日   | 3  | 工事   | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-012 | 株式会社KANSOテクノス    | 株式会社KANSOテクノスは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。    | 2025年7月22日<br>～2025年9月21日  | 2  | 該当なし | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-013 | 株式会社かんでんエンジニアリング | 株式会社かんでんエンジニアリングは建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。 | 2025年7月22日<br>～2025年10月21日 | 3  | 該当なし | 全国              | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |

競争参加資格停止業者一覧

※文部科学省による競争参加資格停止措置の最新データについては、  
『文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課 契約情報室ホームページ』で確認のこと  
※今回更新分を赤字で表す

2025/7/22更新

| NO.      | 業者名             | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 停止期間                       |    | 対象業務 | 対象区域 | 契約事務実施要領<br>の掲載規程                   | 備考 |
|----------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|------|------|-------------------------------------|----|
|          |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 日にち                        | 月数 |      |      |                                     |    |
| 2025-014 | 関電ファンリティーズ株式会社  | 関電ファンリティーズ(株)は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府より11日間の営業停止処分を受けた。②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級電気工事施工管理技士、B氏にあっては1級電気工事施工管理技士)を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない商氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪府より指示処分を受けた。 | 2025年7月22日<br>～2025年10月21日 | 3  | 該当なし | 全国   | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-015 | 関電プラント株式会社      | 関電プラント株式会社は建設業許可部局(近畿地方整備局)より以下の監督処分を受けた。当該事業者は施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分及び22日間の営業停止処分を受けた。以上のことは極めて重大な不正行為であり、航空局が定める「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反)に該当し、当局の契約相手方として不適当であると認められるため。                                                                                                                                                                                                          | 2025年7月22日<br>～2025年10月21日 | 3  | 該当なし | 全国   | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-016 | 住友重機械搬送システム株式会社 | 日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。      | 2025年7月22日<br>～2025年10月21日 | 3  | 該当なし | 全国   | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-017 | 大成産業株式会社        | 大成産業(株)の代表取締役及び同社社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 2025年7月22日<br>～2025年11月21日 | 4  | 該当なし | 全国   | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |
| 2025-018 | 日精株式会社          | 日精(株)、住友重機械搬送システム(株)、フジバスク(株)、IHI運搬機械(株)は、公正取引委員会により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。      | 2025年7月22日<br>～2025年10月21日 | 3  | 該当なし | 全国   | 第14条第2項<br>国等の機関からの情報提供<br>等を踏まえた措置 |    |